

平成22年度 第4回流山市福祉施策審議会 議事要旨

日時 平成22年10月15日（金）午後1時15分～午後2時30分

場所 流山市保健センター 2階 会議室

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) (仮称) 流山市受動喫煙防止条例（案）の制定について
 - (2) その他
- 4 閉会

配布資料

- 1 平成22年度第4回流山市福祉施策審議会次第
- 2 (仮称) 流山市受動喫煙防止条例（案）の基本的な考え方の背景と趣旨
- 3 (仮称) 流山市受動喫煙防止条例（素案）
- 4 厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」
- 5 公共空間・公共的施設の考え方
- 6 流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例
- 7 都市公園現況

出席委員及び職員

会 長・・・米山 孝平

委 員・・・石塚 三喜夫 笠井 和代 漆原 雄一 池上 諄一 鈴木 孝夫
篠田 光代 大野トシ子 寺田 伸一 鈴木 五郎 白野 幸子

事務局・・・健康福祉部長 吉田 康彦 健康福祉次長兼健康増進課長 井上 透
健康増進課課長補佐 友野 希代子 健康増進課課長補佐 小宮 光江

保健予防係長 高梨 隆太 保健予防係主任保健師 細野 陽子

成人保健係主任歯科衛生士 小磯 明美 成人保健係保健師 晴山 舞子
母子保健係保健師 渡辺 浩代

社会福祉課健康福祉政策室長 友野 哲雄

社会福祉課健康福祉政策室主査 市川 充宏

傍聴者・・・6人

(1) (仮称) 流山市受動喫煙防止条例(案)の制定について

(事務局から説明)

委員： 条例に賛成ですが、いくつか質問があります。現在喫煙者のマナーはかなり向上しています。こういうことの問題なり、苦情とかがありますか。先日、行われた保健予防推進協議会で配られた図面では、集合住宅という言葉が入っていました。特に重点区域の場合、集合住宅のどこで吸えばよいのか。部屋で吸えばよいのですか。室内については受動喫煙等の健康を害するエビデンスがあると思いますが、公園とか室外についてはそういったエビデンスがあるのですか。神奈川県が最初に条例を作ったということですが、市町村ではまだできていないのですか。流山市が最初に作ろうということなのですか。おそらく反対意見もある中で、そんなに急ぐ必要があるのですか。分煙装置は、相当大きなもので、かなり高い物と思うが、そうすると小さな喫茶店等は設置可能なのですか。また、努力目標とありますが、どの程度の努力義務なのですか。おおたかの森SCで子ども連れのお母さんが喫煙室に入ってたばこを吸っていたが、確かにそれは非常識なことだと思います。「市民は受動喫煙に対する理解をし」、とありますが特に保護者に対する認識が必要であると思う。場所の問題ではないと思います。

事務局： マナー面で実際に苦情があるのかということですが、公園を管理しているみどりの課では、灰皿がない、吸殻が落ちている等の苦情があります。それから、路上も基本的には禁煙となっていますが、指導員が巡視して発見すれば、指導しています。その時に速やかに理解してもらっています。それから、図面から集合住宅がなくなったということですが、除いたというよりは、図の作り方で25条の施設を中心に表記しました。なお、マンションの共有部分、エントランスについては、多数の者が出入りする部分ということで、公共的空間として捉えています。どこで吸えばよいのかということですが、分煙施設がなければ居室となります。公園等の屋外についてエビデンスがあるのかということですが、屋内については受動喫煙等の証明がされていますが、屋外については現在ありません。ただ、先ほど申し上げた厚生労働省健康局長通知の中で室内に限定されていたものが、屋外についても子どもの利用が想定される場所については、配慮する必要があるとされた方向性を捉え、今回公園も入れさせていただきました。市町村において条例を制定したところについては、他にないと思われます。本市では、この条例案を23年3月議会に上程する予定です。10月21日の広報ながれやまで条例案のパブコメを掲載するとともに公民館、市役所等で閲覧し、11月22日までの1ヶ月間実施します。併せて市民3,000人、事業所500箇所のアンケート調査を実施することになっています。そのご意見を聞きながら3月議会の上程を目指します。分煙装置には大変お金がかかるということです。例えば0.2m毎秒の風を外から中へ入れる装置について神奈川県に照会したところ、

価格もいろいろだそうです。そういう設備を受け入れる業者さんも増えてきたそうです。努力義務がどの程度かというのは、業者、事業者、施設管理者が、既に自主的に分煙しているところもあるので後押しをしていきたい。おたかの森SCでは場所ではなくモラルの問題だろうという話ですが、言われる通りであります。今回広報ながれやまで何回かお伝えした中で、医師会、歯科医師会にご協力いただき、受動喫煙をしている奥さんの肺の中のタールの写真を示しながら、お子様への受動喫煙の影響について啓発しているところです。

委員： 私も、この条例案はとても良いと思います。市の責務のところ、知識の普及及び啓発に努めなければならないとあります。流山市の広報は、新聞折込みということですが、若い世代は新聞を購読している人が少ない状況です。新聞を購読していない人には、どのように配布してもらえるのですか。また、どこの文章を見ても、「努めなければならない」という努力義務という言葉がありますが、努力義務だと守らなくてもよいと捉えられてしまいます。難しいと思いますが、市は、どのように説明しているのですか。一般の人にわかるように説明してもらいたいと感じました。アンケート調査をするということですが、相当な意見があると思います。私は、外で食べる機会が多いですが、たばこを吸っている人の煙が流れてきます。努力義務であるとうなるのか。店を回って指導や監視をするのですか。

事務局： 広報ながれやまの配布は、新聞折込みであるので、新聞を購読していないと読むことができません。連絡をすれば新聞を購読していない人にも秘書広報課から郵送で送っています。それ自体PRが足りないと思っています。また、流山電鉄幸谷駅にも置いてあります。若い人たちには、ホームページを利用して見ていただければと思っています。努力義務では、やらないのではないかということですが、そうやっていただける人と、反対の人もいます。例えば、神奈川県では、広さが100平米以上は義務であり罰則があります。100平米以下は努力義務として罰則はありません。流山市としては、規模の大小ではなく、分煙又は禁煙の表示をして入る前にわかる環境を作りたい。大きさや規模で仕切ることには考えていません。まず、市が設置する施設、公園から実施していくことが大きな一歩だと思います。公園は屋外ですが、屋外に言及したということは大きな一歩だと思います。社会的機運の高まりが民間の店舗へ広がっていくと思います。お店を直接指導するのかということですが、神奈川県では過料が定めてあり、職員数約30名の課となっていますので訪問指導をしているということです。流山市では、広報紙、ステッカー等により啓発に力を入れていきたいと思っています。

議長： ステッカーを見たことがないのですが。

事務局： この条例を3月議会の上程を予定しています。認められた場合ですが、3ヶ月間くらいの周知期間をおき、平成23年7月から施行することになりま

す。その周知期間中にステッカー等を配布し、啓発したいと考えています。

委員： この条例案には大賛成です。私はたばこを吸っていましたが止めました。止めてから15～16年経ちますが、止めてみたらたばこの煙がどんなに迷惑になっていることがわかりました。たばこを吸うことについては、最終的には意識の問題であると思います。皆さんも悪いことはわかっています。しかし、ここまで細かく実施するのはどうかと思います。もう少し皆さんが意識を高めた上で、事業所等に啓発したほうが自然にわかってもらえるのではないですか。

事務局： マナーから始まり、今回ルールを作ろうとしています。最終的にはマナーだと考えており、啓発について今後も務めていきます。

委員： この条例について私も賛成です。駅のホームは何年もかかって禁煙になりました。柏駅前もやっと最近禁煙になりました。実施していくのに何年もかかると思います。私は柏駅前の繁華街で日曜日ボランティアとして10年位掃除をしています。とにかく汚かったです。吸殻等の掃除をして帰ってくるとすぐにひどい状態に戻っていて、やってもやっても綺麗にならなくて空しい思いで帰ってきた経験があります。最近では吸殻ポイ捨て禁止条例ができて、かなり綺麗になりました。吸殻がかなり少なくなりました。清掃活動をしている人が市内の環境が今どうなっているのか一番詳しいと思います。そういう人の意見が反映されないというのはすごく残念なことに思います。柏の葉キャンパス駅には灰皿がありません。花壇がありますが花壇に吸殻を刺していく状況です。条例ができたとしても啓発していくには地道な活動が必要だと思います。また、条例案を見て一番気になったのが子どもの人権のことです。吸う場所がないと子どもの前で吸ってしまう状況があります。止められないのは個人の問題であり、私たちがとやかく言う問題ではありませんが周りには害があります。そこが一番問題です。一番害を被るのは子どもです。個人が一番の問題だと思います。

事務局： ご指摘のとおり、この条例が普及するのには何年もかかると思います。できるところからやっていくという考え方です。ボランティア活動の清掃に苦労されていると思います。また、子どもの人権についてですが保健センターでは妊娠期や子供が生まれてからも検診を実施しています。その機会にも受動喫煙の害について啓発しているところです。大人の喫煙について親の理解を得られる啓発を続けていきたいと思っています。

委員： 学校教育の中で、たばこによるがんなどのたばこの問題を教育していますが、この条例案を学校に情報を流していますか。流してくれていれば、より厳しく教育していただけたらと思っています。たばこの教育は、小学校5,6年生の学校教育の中で何らかの形で実施し、中学・高校生では厳しく指導しています。そういうことをしているが、たばこを吸う方は大人になっても止められないのです。私も学校教育をやっていましたが悲しくなります。親がたば

こを吸っていると中学・高校生の年齢で吸っています。屋外で吸えないから家の中で親子が一緒になって吸っている状況です。この条例が市議会で可決されたら学校への指導をお願いします。

事務局： 条例ができましたら学校教育の中でそういった情報をいれてもらい子どもの頃から啓発していきたいと考えています。また、今回実施する実態調査の事業所の中には私立学校も入っていますし、アンケート調査では小・中学生の意見も聞けるようになっていきます。

委員： 条例案については、賛成です。第5条「市民の責務」についてですが、モラルの問題が最重要であって、明文化されてしまうと強制されている気持ちとなります。明文化しなくても良いのではないのでしょうか。第11条「禁煙可能区域への未成年者の立ち入り制限について」についてですが、立ち入りが完全に制限されています。ドアがある場合はわかりますが、ドアがない場合についてはどのように説明してよいかわかりません。ファミレス等で大きいところは禁煙、分煙になっていると思いますが、禁煙・分煙になっていない場合で満席の時は空いている席に入っています。選べない場合もありますので、「してはならない」ではなくて、柔軟かい表現にしてもらいたい。知り合いで小さな店をやっているところに連れて行くことがあります。いくなというのわかりますが、公共の場で選べないところもあります。受動喫煙は良くない、吸っている人の近くに行くことも良くないということはわかりますが、事業者には禁煙・分煙に協力してもらえそうな施策を入れてほしいと思います。

事務局： 確かに強制されるのは、いい気持ちではなく、「そんなことはわかっている」という方が市民の中にもいると思います。ただ、一歩進めるため市の施設から禁煙していくことから条例化という方法で全体の機運を作っていくと思います。具体的には、満席の時には空いているところにいくのはわかりますが、今回市の責務や保護者の責務を明らかにし、条例で受動喫煙を防いでいきたいと考えています。

委員： 私も賛成です。これまで市ではいろいろな市の施設を禁煙・分煙としてきましたが、そこから公園に広げるといことはよいことだという考えです。公園は、子どもが利用するところなので市の施設も含め全面禁煙となっていること。複合施設については努力義務ともう一歩努力していこうとする区分けとなっていること。飲食店の小さなところでは、分煙設備が難しいところもあると思われませんが啓発しながら協力してもらおう方向が大事です。条例での義務付けもいいが、PR期間を取って進めていくべきだと思います。まちをきれいにする条例が施行されていますが、これがどのくらい効果があったと認識していますか。これを踏まえて、今回、こういった条例を考えたということですか。その点についてお聞きします。

事務局： 平成23年に条例を作り、なお一層啓発を進めていくことを考えています。

小さな店への啓発については、周知の期間を設けてから協力してもらうようにしたいと考えています。「路上喫煙防止及びまちをきれいにする条例」につきましては、今、環境政策課では指導員により市内を巡視しているところです。確かに、喫煙している人はいますが、声をかけると消していくということです。条例があることは認識されており、協力が得られていると思っています。

委員： 分煙のことですが、小さな飲食店等が分煙設備のために費用が必要となった場合、市では補助金の扱いをするという可能性がありますか。

事務局： 日本政策金融公庫では受動喫煙防止設備に対する資金融資制度があります。例えば、同業者組合に加入されている方には、金利1.25%で融資しているところです。市としては、今のところ具体的な助成などは考えていません。

議長： 融資を受けてまでやるというところはないと思います。

委員： 市が設置する施設は全面禁煙、その他の民間施設は努力義務ですから、「全面禁煙します」ということではないので、そういった方向で進めてもらいたい。進めていく中で、マナー、モラルの啓発をしていくのが大事であると思います。「路上喫煙防止及びまちをきれいにする条例」には過料がありますが、この条例には過料が入っていません。第1段階としてお願いしたいということから勧めるのはよいと思います。

事務局： 今回の条例は、マナー・モラルの啓発であり、罰則は設けていません。アンケート調査をすることになっていますので、調査の結果を審議会に報告します。商工会議所、飲食店にも考え方を示していきながら再度審議会に報告をし、この条例案に関する方向付けをしていきたいと思っています。